

亀山市空家等対策計画（案）に係る個人からの意見とその対応

意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
頁				
19 21	第4章 空家等対策の具体的対策 2. 基本方針別の具体的対策 《B：改善方針》 ・管理不全状態の空家等の認定 ・管理不全状態の空家等への改善措置	条例にある亀山市独自という「管理不全状態の空家等」についても対策するにあたり、憲法29条の「財産権の保障」にも言及し、抵触しない旨の記述があっても良いのではないかと。	「管理不全状態の空家等」については、行政指導の勧告までを行うこととしており、財産権の保障に抵触する行為を実施するものではないことから、憲法に抵触しないものと考えています。	修正なし
19 21	第4章 空家等対策の具体的対策 2. 基本方針別の具体的対策 《B：改善方針》 ・管理不全状態の空家等の認定 ・管理不全状態の空家等への改善措置	法律の内容を超えることを条例や計画で規定するには、必要性の合理的な説明と合憲の根拠を示すべき。	亀山市空家等実態調査の結果、「管理不全状態の空家等」に該当する見込みの空家等が複数存在しているため、市がそれらの空家等に改善措置を行い、所有者等に当該空家等の状態を改善していただくことで、より市民の生活環境の保全に繋がる旨の説明を示しています。	修正なし
18 19	第4章 空家等対策の具体的対策 2. 基本方針別の具体的対策 《B：改善方針》 ・特定空家等の認定 ・管理不全状態の空家等の認定	認定協議は、公開を原則とし、傍聴制限がないようにしてもらいたい。	公開を原則とし、個人情報を用いる場合は、非公開としています。	修正なし
18 19	第4章 空家等対策の具体的対策 2. 基本方針別の具体的対策 《B：改善方針》 ・特定空家等の認定 ・管理不全状態の空家等の認定	協議会の「運営要領」なるものを公開し、公正であることを示すべき。	市ホームページなどにより公表します。	(3) 亀山市空家等対策協議会の6行目以降に他修正(下線)と併せて以下を追加します。 「なお、亀山市空家等対策協議会での会議の経過等及び協議会運営要領を市ホームページなどにより公表します。」